

平成 20 年度 松江市社会福祉法人・保育所指導監査の実施結果の概要

1. 実施期間

平成 20 年 9 月から平成 21 年 2 月まで実施

2. 一般指導監査(実地監査・書面監査)

	実地監査	書面監査	計	文書指摘法人 ・保育所数	文書指摘 率(%)	文書指摘 件数
社会福祉法人	14	-	14	14	100.0	95
保育所	16	38	54	46	85.2	161
認可外保育所	10	-	10	8	80.0	24
合 計	40	38	78	68	87.2	280

3. 特別監査

法人・保育所とも実施なし

4. 指導監査の実施体制

松江市健康福祉部保健福祉課職員が実施

5. 指導監査における留意事項(実施方針)

平成 20 年度の指導監査の実施に当たっては、次の事項に特に留意して実施した。

- (1)関係法令、通知、定款及び諸規定の遵守と内部統制の確立による適正な法人運営及び施設経営の確保
- (2)入所者、利用者の人権と安全及び適切な処遇の確保
- (3)職員の意欲の向上につながる就労環境の確保
- (4)法人運営費及び施設運営費の適正な執行管理

6. 指導監査結果の概要

法人運営及び施設経営に大きな影響を及ぼすような不適正な事項は認められなかったが、就業規則等の内容が現行法に即していない、給与規程が支給実態と乖離している事例が多々見受けられた。また、理事就任時の関係書類の不備、資産額の登記、理事長の重任登記が期間内に行われていない等、基本的な事項での不適切な事務処理が見受けられた。

各法人及び施設個々の改善を要する事項は 1 ヶ月の期限を付して改善状況の報告を求め、確認の為の拳証資料の提出を求めた。また期限までに改善できない事項については、改善計画に基づき、継続指導を実施し、改善後の拳証資料の提出を求め、改善状況の確認を行っている。

7. 平成 20 年度の主な指摘事項

(1)法人本部

- ・給与規程と給与の支給実態が乖離している
- ・物品の購入にあたって、複数の見積りが徴取されていない又は、特段の理由があり 1 社随契となっている場合に、その理由が同様に明確に記載されていない
- ・初任給を決定する際の格付け規準、前歴換算の規準がない
- ・正規職員以外に適用される就業規則がない
- ・役員を選任関係の書類が不備
- ・就業規則中、時間外労働・休日出勤について、改正前の労働基準法に準じた内容となっている
- ・就業規則の内容が労働基準法を下回っている
- ・理事長の専決事項を定めた規定がない

(2)保育所

- ・乳児担当者の検便が毎月実施されていない
- ・土曜の保育が規制されている
- ・保育士の複数配置が行われていない
- ・一斉休所の際の希望保育が実施されていない
- ・避難訓練、消火訓練が毎月実施されていない
- ・苦情解決のしくみの周知・チラシの作成が行われていない
- ・各クラスの避難経路図の拡大掲示が行われていない